

# ひびき hibiki

発行・編集責任者／取手市議会議長 倉持光男  
 発行／取手市議会 編集／取手市議会事務局  
 〒302-8585 茨城県取手市寺田5139  
 電話番号 0297-74-2141(内線1801・1802)  
 ファクス 0297-74-1990  
 ホームページアドレス <http://www.city.toride.ibaraki.jp/>  
 e-mailアドレス [gikai@city.toride.ibaraki.jp](mailto:gikai@city.toride.ibaraki.jp)

## 取手市議会だより第204号 2014(平成26)年2月1日発行

<紙面から>

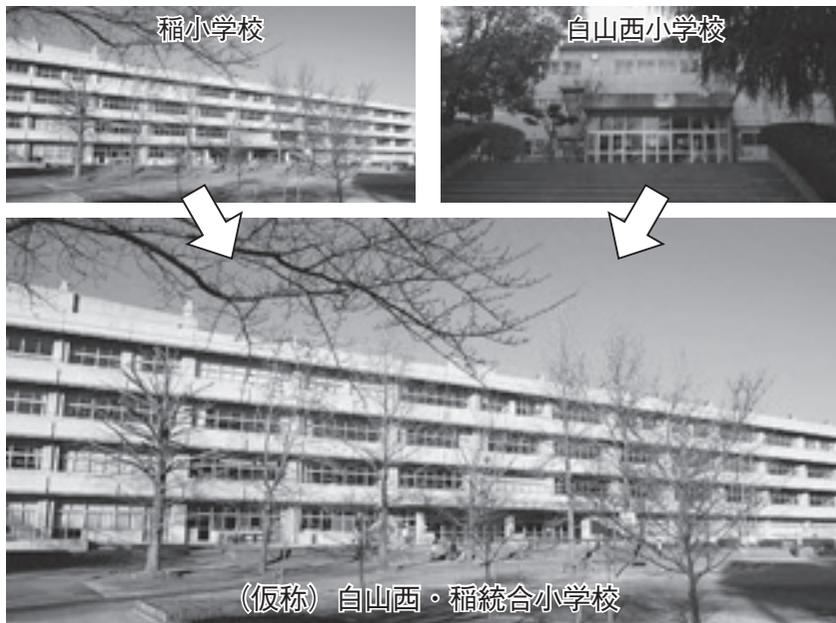
取手市議会は、昨年11月29日から12月16日まで平成25年第4回定例会を開催しました。

今定例会では、市長から学校設置条例の改正条例が提出され、白山西小学校と稲小学校の統合について審査を行いました。

また、取手市議会基本条例に基づき、昨年11月9日に議会報告会を開催しました。

平成28年4月1日

## 白山西・稲小学校統合決定！



●市立学校設置条例の一部改正：可決

白山西小、稲小を統合し、現在の稲小に統合校を設置するもの。

〔討論〕

鈴木議員：小規模校でこそ豊かに成長できる教育環境があり、統廃合は見直すべきと考える。耐震化による子どもの安全よりも財政効率を優先する姿勢は認められない。反対。

齋藤議員：児童生徒数の減少が進む中、質の高い教育環境を提供するためには避けては通れない。子ども第一の教育環境と安全対策を最優先に、誠実な対応の継続を望む。賛成。

## 前市議と和解へ

●損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解：可決

〔討論〕

赤羽議員：訴訟は市が被告となっているが、議会の議決によって訴えられた。和解条項は、実質的に市の完全な敗訴と同じ。私は慎重な調査を求めたが、多くの議員がしっかりと調査や議論を行わず告発したことが問題。百条調査権の行使や告発は、今回を機にもっと重く受け止めるべき。この際あいまいな和解ではなく判決を受け、敗訴したときは、当時賛成した議員がしっかりと責任を取るべき。ただし議会という組織を鑑みると、一定期間、議員報酬またはその他の議会費の減額を提案すべき。反対。

齋藤議員：公明党は、事件の発端から振り返るべきと考える。平成23年4月、原告が議会図書室の印刷機使用により飯島悠介氏のチラシを印刷したことが報道されたとき、議会は会派代表者会議を開き、原告に6月定例会で陳謝の機会を与えた。その場にいたが、おわびの気持ちがよく伝わらない印象があった。その後、百条委員会設置を求める陳情が提出された。

賛成  
12  
11  
反対

私は、事件当初から議会の1人として大変不愉快な思いをしている。市民にも不愉快な思いや不安をずっと与えてきたのではないかと。裁判長の和解勧告に従い、裁判を終結すべき。賛成。

遠山議員：日本共産党は、百条委員会設置に反対してきたが、議会が個人を告発する件でも反対討論を行い、意見・態度を明確にしていた。結果として、反対した議員の発言内容のとおりになっている。一貫して、きちんと意見を明確にした上で反対の立場を通す。反対。

### ・和解条項

- (1) 被告(市)は原告(前市議)に対し、被告市議会の平成23年12月26日に行われた本会議において、原告が100条調査特別委員会で証人として宣誓の上、証言をした際に、虚偽の陳述を行ったとして、原告を告発する議決を行い、告発したが、告発書が取手警察署に受理されなかった。被告は、被告市議会のこれらの行為により、原告の名誉を傷つけたことを陳謝する。
- (2) 被告は原告に対し、本件和解金として、金30万円の支払義務のあることを認め、原告の指定する口座に振り込む方法で支払う。
- (3) 被告は原告に対し、被告市議会発行の「ひびき」に、本和解条項の内容を掲載する。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告と被告は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何ら債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。